

「生活排水に関するアンケート」にご協力をお願いいたします

市民の皆様におかれましては、日ごろより市政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

市では、生活環境を改善し、市内の河川などの水質を保全していくために、市内の生活排水処理を公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽で早期にお使いいただけるよう順次整備を行っておりますが、市内全域の整備完了までには、まだ相当の時間を要する状況です。

そのため、将来の生活排水処理のありかたを検討する資料とするため、平成29年度時点で公共下水道の整備時期が未定の地区にお住まいのかた^(※)を対象に、ご自宅の台所・風呂等からの生活排水の処理状況や、今後の生活排水処理のご負担に対する考え方を把握させていただくアンケートを実施することといたしました。

(※) 宛名の抽出にあたっては、住民基本台帳を使用し、該当する地区にお住いの世帯主のかたに郵送にてお届けしております。また、抽出後に引っ越しされたかた等にもお届けしている場合や、共同住宅等にお住いのかたにお届けしていない場合がございますが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

このアンケートには、個人を特定する情報に関するお尋ねはありません。また、集計は回答者を特定しない方法により行い、個別の回答内容を他の目的に使用することはありませんので、実際の管理状況やお考えについて、現在の状況をそのままご回答くださいますようお願い申し上げます。

皆様には、ご多忙のところ大変お手数をおかけいたしますが、趣旨をご理解いただき、アンケートにご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成29年9月

那 珂 市

平成29年9月29日（金）までに、「生活排水に関するアンケート調査票」を同封の返信用封筒に入れてご返送ください。

（切手は不要です）

問い合わせ先 那珂市役所 上下水道部 下水道課 業務グループ
電 話 298-1111（内線8374）担当：猪野・村山・齋藤

下水道や合併処理浄化槽のご案内は、市ホームページでご覧いただくことができます

<http://www.city.naka.lg.jp/> →くらし→上下水道→下水道

ホームページでは、下水道事業の経営状況、整備済み・整備中の地区の位置図を公表しているほか、合併処理浄化槽の補助金のご案内も掲載しています。

裏面の「平成29年度浄化槽設置事業の補助について」もあわせてご覧ください。

平成29年度浄化槽設置事業の補助について

那珂市では、生活環境改善並びに公共用水域（河川・湖沼など）の水質汚濁の防止を目的に、合併処理浄化槽を設置する家庭に対し那珂市浄化槽設置事業補助金交付要綱に基づき設置費の一部を補助しています。

◆合併処理浄化槽補助金額

| 人 槽 | 区 分 | 補助金額 |
|------|-----------------------|----------|
| 5人槽 | 延床面積が140㎡以下のもの | 294,000円 |
| 7人槽 | 延床面積が140㎡を越えるもの | 342,000円 |
| 10人槽 | 2世帯住宅(トイレ、台所、風呂が2つある) | 459,000円 |

◆単独処理浄化槽撤去補助

既設単独処理浄化槽を撤去・処分をして合併処理浄化槽へ転換する場合は、9万円を超えない範囲で追加補助します。

◆補助交付の対象

公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業区域以外の専用住宅です。

- ① 汲み取り便所から合併処理浄化槽へ改造
- ② 単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への布設替え
- ③ 既に設置してある合併処理浄化槽の老朽化に伴う布設替え
- ④ 建物新築等に伴う合併処理浄化槽の新設

◆補助交付の対象外

- ① 補助決定前に施工した合併処理浄化槽
- ② 補助決定前に撤去した単独処理浄化槽
- ③ 営利を目的とする住宅に設置する合併処理浄化槽
- ④ 専門の業者（茨城県登録の浄化槽工事業者）以外が工事する場合
- ⑤ 店舗併用住宅における店舗部分が延床面積の2分の1以上である場合

◆申請受付

開始日：平成29年4月3日（月）から

場 所：下水道課（瓜連支所）

基 数：設置補助 65基程度（補助金総額の範囲内）

撤去補助 20基程度

※9月1日現在 設置補助 残り20基程度（補助金額の範囲内）

撤去補助 残り15基程度

◆その他

- ① 補助を受けるには、事前に設置補助申請書に必要書類を添えて（単独浄化槽撤去がある場合は併せて）申請が必要となります。
- ② 電話、FAX等による受付及び予約はいたしません。
- ③ 完了届に添付する委託契約書は、「浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書（浄化槽一括契約書）」となります。

◆問合せ先 上下水道部下水道課工務・管理グループ TEL) 029-298-1111 内線) 8374

生活排水に関するアンケート 調査票

那 珂 市

市では、生活環境を改善し、市内の河川などの水質を保全していくために、市内の生活排水処理を公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽で早期にお使いいただけるよう順次整備を行っておりますが、市内全域の整備完了までには、まだ相当の時間と費用を要する状況です。

そのため、将来の生活排水処理のありかたを検討する資料とするため、平成29年度時点で公共下水道の整備時期が未定の地区にお住まいのかたを対象に、ご自宅の台所・風呂等からの生活排水の処理状況や、今後の生活排水処理のご負担に対する考え方を把握させていただくアンケートを実施することといたしました。

このアンケートには、個人を特定する情報に関するお尋ねはありませんので、実際の管理状況やお考えについて、現在の状況をそのままご回答くださいますようお願い申し上げます。

(記入にあたってご注意いただきたい点)

- ・ 宛名の抽出にあたっては、住民基本台帳を使用し、該当する地区にお住いの世帯主のかたに郵送にてお届けしています。抽出後に引っ越しされたかた等にもお届けしている場合や、共同住宅等にお住いのかたにお届けしていない場合がございますが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 対象となったかたの名簿については、アンケート集計後速やかに処分し、アンケート送付以外の目的に使用することはありません。また、集計は回答者を特定しない方法により行い、個別の回答内容を他の目的に使用することはありません。
- ・ ご自宅の生活排水の処理状況をご回答ください(事業を営んでいるかたの場合であっても、ご自宅の状況をご回答ください)。
- ・ 複数の家屋をお持ちの場合など、生活排水の処理方法が家屋によって異なる場合には、使用する水量が一番多い家屋の状況をご回答ください。
- ・ ご回答は、封筒の宛名のかたではなく、代理のかたがご記入いただいても構いません。ただし、封筒の宛名のかたのご自宅の生活排水の処理の状況についてご記入くださいますようお願いいたします。

問1 現在のご住所についてお伺いします。

- ① 現在のご自宅の郵便番号が、右欄
と異なる場合には、郵便番号を記
入してください。

〒 311-0100

※ 現在のご自宅の郵便番号が上記ではない場合には、現在のご自宅の郵便番号を
ご記入ください

→ 〒 (-)

市では、市内の河川などの水質を保全していくために、下水道の整備を行っています。

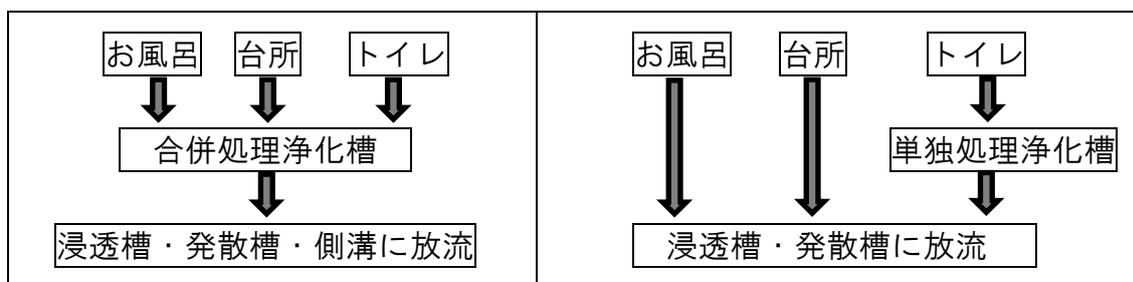
平成 28 年度の公共下水道の例では、下水道に流される水の処理に要する経費は、お客様からの下水道使用料でほぼ賄うことができているものの、新たに約 6.5km の下水道の整備をするために、国からの補助金と市債（借金）を主な財源として約 7 億 5 千万円の費用を要しております。

また、市内のほとんどの区域に公共下水道を整備するには、現在までに設置した約 230km の下水道管のほかに、約 150km 以上の下水道管を新たに整備する必要があると見込まれており、今後 10 年程度の整備は、このうちすでに茨城県知事から事業認可を得た地区について順次行う予定です。このように下水道の整備には多大な費用と期間を必要としております。

このため、下水道の整備時期が未定の地区においては、水洗トイレのほか台所・風呂等からの水を、下水道処理場で処理したあとの水質並みにご自宅の敷地内で処理することができる「合併処理浄化槽」の設置費の一部を補助する制度を平成 5 年度に設け、速やかに生活環境を改善していくための取り組みも進めております。

しかし、下水道の整備時期が未定の地区内では、約半数のご家庭が単独処理浄化槽または汲み取り槽であると考えられます。従来の「汲み取り槽」や、水洗トイレのみの水を処理する「単独処理浄化槽」をお使いいただいた場合には、台所・風呂等からの水はそのままの状態のまま流されてしまうことになるため、生活環境や水質の悪化の原因となることが考えられます。

・ 合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の違い



問2 現在のご自宅の状況についてお伺いします。

① 現在のご自宅に実際に住んでいらっしゃるかたの人数を記入してください。

人

- ② 現在のご自宅を建てられた時期はいつ頃ですか？
(○は1つ)
- | | |
|---|-------------------|
| 1 | 1～5年前(平成24年頃以降) |
| 2 | 6～15年前(平成14年頃以降) |
| 3 | 16～25年前(平成4年頃以降) |
| 4 | 26～35年前(昭和57年頃以降) |
| 5 | 36～45年前(昭和47年頃以降) |
| 6 | 46～55年前(昭和37年頃以降) |
| 7 | 56年以上前(昭和36年頃以前) |
| 8 | わからない |

③ 今後のトイレ・風呂・台所などの水回りの改修や、ご自宅の建て替えのご予定は、いつ頃とお考えですか？
(○は1つ)

資金繰りなどの理由により、具体的な計画はなくても、ご家族やご自宅の状況を考えた場合、改修や建て替えの必要性があると感じかどうかをご回答ください。

アパートや借家など、建物を所有されているかたがご自身ではない場合には、「7」に○印をつけてください。

- | | |
|---|---|
| 1 | 1～5年先(平成34年頃までには) |
| 2 | 6～10年先(平成39年頃までには) |
| 3 | 11～20年先(平成49年頃までには) |
| 4 | 改修や建て替えはしたいが、時期はわからない |
| 5 | 現在の自宅を今後も使いたい、改修や建て替えをする予定はない |
| 6 | 現在の自宅を今後は使う予定がないため、改修や建て替えをする予定はない |
| 7 | 現在の自宅は、自分が所有しているわけではないため、改修や建て替えをするかどうか、わからない |

問3 現在のご自宅のトイレからの水の処理の方法をお伺いします。

① 現在のご自宅のトイレは水洗トイレになっていますか？
(○は1つ)

- | | |
|---|---------------------------|
| 1 | 水洗トイレになっている |
| 2 | 水洗トイレになっていない (汲み取り槽など) |

② ①で「水洗トイレになっている」と回答されたかたにお伺いします。現在のご自宅で水洗トイレにしてから、どの程度の期間がたっていますか？
(○は1つ)

- | | |
|---|-----------------------|
| 1 | 家を建てたときから |
| 2 | 改修後1～5年程度(平成24年頃以降) |
| 3 | 改修後6～15年程度(平成14年頃以降) |
| 4 | 改修後16～25年程度(平成4年頃以降) |
| 5 | 改修後26～35年程度(昭和57年頃以降) |
| 6 | それ以前 |
| 7 | わからない |

裏面に続きます

問4 現在のご自宅の台所・風呂からの水の処理の方法をお伺いします。

- ① 現在のご自宅の台所・風呂で使用した水は、最終的に流す前に、どのような処理をしていますか？
(○は1つ)
- 1 合併処理浄化槽で処理している
2 特に処理はしていない
3 その他 ()
4 わからない
- ② ①で「合併処理浄化槽で処理している」と回答されたかたにお伺いします。
現在のご自宅で合併処理浄化槽にしてから、どの程度の期間がたっていますか？
(○は1つ)
- 1 家を建てたときから
2 改修後 1～5年程度 (平成24年頃以降)
3 改修後 6～15年程度 (平成14年頃以降)
4 改修後16～25年程度 (平成4年頃以降)
5 それ以前
6 わからない
- ③ ①で「特に処理はしていない」と回答されたかたにお伺いします。
現在のご自宅で合併処理浄化槽に変更されていないのは、主にどのような理由ですか？
(○は3つまで)
- 1 合併処理浄化槽を知らなかったから
2 生活排水の排水先に困っていなかったから
3 生活排水程度では環境悪化の原因になるとは思っていなかったから
4 浄化槽を設置するための土地がなかったから
5 浄化槽を設置するための設置費用がかかるから
6 浄化槽の設置時に補助金があることを知らなかったから
7 浄化槽を使用するには点検や清掃(汚泥の引き抜き)等の作業を手配する必要があるから
8 浄化槽を使用するには点検や清掃(汚泥の引き抜き)等の作業のための費用がかかるから
9 下水道が整備された際に、すぐに下水道に変更したいと考えているから
10 現在の自宅を改修する際に、合併処理浄化槽に変更したいと考えているから
11 現在の自宅を建て替える際には、合併処理浄化槽にしたいと考えているから
12 その他 ()

問5 生活排水の放流先についてお伺いします。

- ① 現在のご自宅の台所・風呂で使用した水は、最終的にはどこに流していますか？
(〇は1つ)
- 1 敷地内に浸透槽を設置して地中に浸透(または発散槽を設置して大気中に蒸発)させている
 - 2 道路側溝に流している
 - 3 その他()
 - 4 わからない

問6 浄化槽の点検・清掃の状況についてお伺いします。

- ① 浄化槽は、どのように点検していますか？
(〇はいくつでも)
- 汲み取り槽のかたは、
「6」に〇印をつけてください
- 1 点検業者と契約し、年3～4回以上点検している
 - 2 県の法定検査(11条検査)を年1回受けている
 - 3 その他()
 - 4 点検はしていない
 - 5 わからない
 - 6 浄化槽は設置していない

- ② 浄化槽は、どのように清掃(汚泥の引き抜き)をしていますか？
(〇はいくつでも)
- 汲み取り槽のかたは、
「6」に〇印をつけてください
- 1 点検業者が指示した時に清掃を依頼している
 - 2 自分の判断で1～2年おきに清掃を依頼している
 - 3 その他()
 - 4 清掃(汚泥の引き抜き)はしていない
 - 5 わからない
 - 6 浄化槽は設置していない

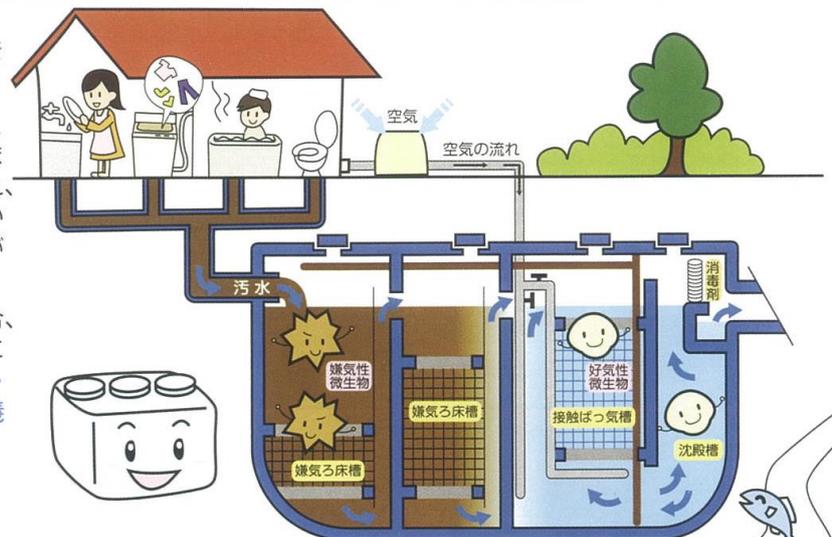
参考

浄化槽は、微生物などの働きを利用して水をきれいにする装置です。

浄化槽は、そのままでは機能を発揮しません。

保守点検と清掃を定期的に行い、はじめてその機能が発揮されます。また、それらが適正に行われ、きれいな水が放流されているかを確認するために、法定検査が行われます。

浄化槽の管理者(戸建住宅の場合、通常住民の方が浄化槽管理者になります。)には、保守点検・清掃・法定検査が浄化槽法で義務付けられています。



茨城県生活環境部環境対策課「浄化槽のしおり」より抜粋

裏面に続きます

問7 単独処理浄化槽や汲み取り槽からの変更の支援策についてお伺いします。

- ① 生活環境を改善し、市内の河川などの水質を保全していくため、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への変更を希望されるかが増えると思われる支援策について、今のお気持ちに近いものを選んでください。
(〇は1つ)

- ・ 合併処理浄化槽の耐用年数は少なく見積もった場合でも15年であることから、公共下水道が整備されるのがおおよそ15~30年以上後となると見込まれる地区にお住いのかたを対象に、合併処理浄化槽の設置時の補助制度を仮に見直すこととした場合に、考えられる支援策についてお答えください。
- ・ これらの支援策は、単独処理浄化槽や汲み取り槽をお使いのかただけではなく、該当する地区にお住いの場合には、すでに合併処理浄化槽をご使用中のかたや、新たに設置されるかたも対象になるものとしてご回答ください。

- 1 現行の合併処理浄化槽の設置費用のほか、法定検査費用などの毎年必要となる維持管理費用の負担が軽減される制度としていくことが望ましい
(現時点での計画や予定はありませんが、各世帯の維持管理費用の実質負担額が、下水道にした場合の使用料程度になるものとしてお答えください)
- 2 新たな資金面の支援よりも、合併処理浄化槽で処理した水を排出するための側溝や排水管を道路等に整備する取組みを進めていくことが望ましい
- 3 補助制度の開始後すでに20年以上が経過していることを考えれば、新たに合併処理浄化槽への変更を希望されるかたは限られると思われることから、今後15~30年以上の時間がかかってでも、公共下水道の整備を継続し、浄化槽の設置に伴う点検や清掃(汚泥の引き抜き)等の作業が不要となるようにしていくことが望ましい。
- 4 その他()

問8 公共下水道が供用開始になった際のお考えについてお伺いします。

- ① **今後、お住まいの地区で公共下水道による生活排水の処理が可能になった場合、公共下水道に接続し処理方法を変更したいかどうか、今のお気持ちに近いものを選んでください（○は1つ）。**
- 現時点での計画はありませんが、仮に早くとも10～20年程度先になるものとしてお答えください。
- 1 公共下水道が供用開始になった後、数年以内に接続すると思う
（→次ページ②へ）
 - 2 公共下水道が供用開始しても、すぐには接続しないと思う
（→次ページ③へ）
 - 3 現在の自宅は、自分が所有しているわけではないため、公共下水道に接続するかどうか、わからない

参考

公共下水道に接続する際に必要な主な費用(平成29年度時点の市街化調整区域の例)

- ・ 供用開始前年 受益者負担金の納付
※下水道は特定のかたのみが利用できる公共施設のため、建設費の一部を受益者負担金としてご負担いただく制度です。このため、すぐに公共下水道に接続しない場合にも受益者負担金がかかります。
(敷地面積に応じて1㎡あたり790円=500㎡の場合395,000円)
※この例の市街化調整区域の自己用住宅等の場合、敷地面積のうち500㎡を超える部分や、宅地以外の土地は、負担金の徴収の猶予を申請することができます。
※最大5年(年4回・計20回)に分割して納付することができます。
- ・ 接続時 排水設備設置・水回り設備の改修費用、浄化槽等の撤去費用
- ・ 接続後 下水道使用料
(上水道を2か月で20㎡使用している場合、税込3,024円)
※上水道を使用している場合には、上水道料金とあわせてお支払いいただきます。

公共下水道に接続したあとに不用になる主な費用(平成29年度時点の例)

- ・ 浄化槽法定検査(11条検査)費用(5人槽の場合には4,500円(年1回))
- ・ 浄化槽保守点検費用(合併処理浄化槽(5人槽)の場合には年3回以上)
- ・ 浄化槽ブローア電気代
- ・ 清掃(汚泥引き抜き)・汲み取り費用(年1～数回程度)

※那珂市の下水道は汚水と雨水を分別して処理する分流式であり、仮に下水道が整備された場合であっても、雨水を流すことはできません(宅内に雨水浸透柵等を設置してください)。

※下水道法において、公共下水道の供用開始後3年以内に水洗トイレとし、台所や浴室などからの水も直接下水道に流すことができるように排水設備の工事をするよう定められています。

※今後10年程度の整備は、すでに茨城県知事から事業認可を得た地区について順次行う予定です。

裏面に続きます

② ①で「公共下水道が供用開始になった後、数年以内に接続すると思う」と回答されたかたにお伺いします。

接続すると思われたのは、どのような理由からですか？
(○は3つまで)

- 1 生活排水の排水先に困っているから
- 2 環境のためには、合併処理浄化槽よりも適切に生活排水を処理できると考えたから
- 3 浄化槽を設置するための土地がないから
- 4 浄化槽を設置するための費用を考えると最初から下水道にしたほうが改修費用が少なくなると考えたから
- 5 浄化槽や汲み取り槽の点検・清掃費用に比べて、下水道使用料のほうが安いと考えたから
- 6 浄化槽を使用するには定期的な点検や清掃（汚泥の引き抜き）が必要だから
- 7 浄化槽が壊れた時のことを考えれば、すぐに接続したほうがよいと考えたから
- 8 いずれ現在の自宅を建て替え・改修することになるだろうから
- 9 その他（ ）

③ ①で「公共下水道が供用開始しても、すぐには接続しないと思う」と回答されたかたにお伺いします。

接続しないと思われたのは、どのような理由からですか？
(○は3つまで)

- 1 生活排水の排水先に困っていないから
- 2 生活排水程度では環境悪化の原因になるとは思えないから
- 3 浄化槽や汲み取り槽の点検・清掃費用に比べて、下水道使用料のほうが高いと考えたから
- 4 下水道に接続する際の改修費用を考えると、浄化槽を設置するために支払った費用がもったいないと考えたから
- 5 浄化槽が壊れた時に下水道に接続すればよいと考えたから
- 6 現在の自宅を改修する予定はないから
- 7 その他（ ）

質問は以上です。

大変お手数をおかけいたしますが、同封の返信用封筒（切手は不要です）に入れ、9月29日（金）までに、郵便ポストにご投函ください。
ご協力ありがとうございました。

下水道や合併処理浄化槽のご案内は、市ホームページでご覧いただくことができます

<http://www.city.naka.lg.jp/> →くらし→上下水道→下水道

下水道事業の経営状況、整備済み・整備中の地区の位置図を公表しているほか、合併処理浄化槽の補助金のご案内も掲載しています。あわせてご参照ください。